



「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等		
			<p>【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】</p>		<p>【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】</p>	
					内閣府コメント	内閣府整理(i～vi)
ふじのくに防 災減災・地 域成長モ デル総合特 区(内陸のフ ロントアを拓 く取組)	土地利用規制 に関する国との 一括事前協議 制度の創設 (個別法の各種 手続のワン ストップ処理)	3064	c	<p>ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区は、新東名高速道路等の高規格道路を最大限活用し、内陸部に災害に強い魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促すことで、南海トラフ大地震等の有事に備えた先進的な地域づくりモデルの形成という事前防災対策の考え方が評価され総合特別区域に指定された。</p> <p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出移転や沿岸地域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでいる。</p> <p>このような状況の中で、沿岸地域では、企業の流出や人口減少が一層進むことにより自治機能や経済活動の低下につながるなどの危機感が高まっており、すでに有事の状況にある。南海トラフ大地震の30年以内の発生確率は60～70%とされ、津波対策を中心とした防災・減災対策の取組は喫緊の課題で、スピード感を持って進めなければならないことから、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理と同様の仕組みづくりを提案している。</p> <p>今回の提案は、すでに有事の状況にある本県において、事前防災の観点から、複数の省庁が一堂に会した協議の場を創設し、土地利用方針に基づきエリア設定した総合特区推進計画(復興特別区の復興整備計画に相当するもの)について協議を行うという仕組みづくりと併せて、「3065」「3066」により、協議を了したのものについては各種法令上許可したものとみなすという土地利用関係法令の特例を提案しているものである。</p> <p>貴省の見解は、災害が発生していない状況の中においては個別法で対応すべきであること、さらに現在においても国、県、市町が一堂に会して事前に調整したうえで許可等の手続きを円滑に進めることは可能との主張であるが、本県の提案は、災害が発生する前の事前防災対策を迅速に進めることを目的としており、さらに複数の省庁が一堂に会した協議の場の創設を提案するものであり、見解に相違がある。</p>	<p>農林水産省からは要望の実現は可能との見解が示されているが、自治体は事前防災の観点に立った、関係者が一堂に会する一括事前協議制度の創設を要望しており、現行制度で対応できるとしている農林水産省との見解には相違があるため、引き続き協議を継続する。</p>	
			c	<p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出や沿岸地域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでおり、沿岸地域を中心にすでに有事の状況にある。</p> <p>6月27日には本県独自の取組として、内閣府発表の南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、「静岡県第4次被害想定」を策定した。この中で、発生頻度が比較的高い東海トラフ・南海トラフ地震では、最大津波高11m、人的被害約16,000人、建物被害約26万棟の被害が想定されている。さらに発生頻度は低いものの最大クラスの巨大地震(南海トラフ巨大地震)では、最大津波高31m、人的被害約105,000人など、東日本大震災相当、或いはそれを大きく上回る被害の発生が想定されている。</p> <p>このため、本県では、静岡県第4次被害想定と同時に、「減災」を基本理念とし、津波対策の充実や広域的な災害・複合災害への対応に重点を置いた「地震・津波対策アクションプログラム」を策定し、「命を守る」「生活を守る」「迅速な復旧・復興」の取組を速やかに進めていくこととしている。</p> <p>このような動きの中で、津波被害想定区域からの移転を検討している企業や住民等の受け皿となる区域を早急に確保していく必要があることから、東日本大震災復興特別区域におけるワンストップ処理と同様の、個別法の許可権者等の関係者が一堂に会した協議会を設置し、「3065」「3066」の提案も含め、土地利用方針(ゾーニング)に基づき協議する場の創設を提案している。</p> <p>貴省見解では、東日本大震災復興特別区域法におけるワンストップ処理は、被災地の行政機能が著しく低下しているための措置であるとのことであるが、津波被害想定区域を持つ沿岸市町を中心として、被害想定に基づく事前防災対策は喫緊の課題となっている。</p> <p>なお、「複数の省庁が一堂に会した協議の場」を設けることは可能とのことであるが、国土交通省においても、具体的な事業内容の相談には対応するとの見解をいただいていることから、内閣府を通じて、具体的案件に関する協議の場を設けていただきたい。</p>	<p>農林水産省からは現行法令等で対応可能との見解が示されているが、自治体は「複数の省庁が一堂に会した協議の場」の創設を求めている。要望の実現に向けて、自治体は提案内容を具体化することが必要。一旦協議は終了するが、提案内容を具体化したうえで、秋以降に改めて農林水産省と協議を行うこと。</p>	V
			c	<p>ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区は、新東名高速道路等の高規格道路を最大限活用し、内陸部に災害に強い魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促すことで、南海トラフ大地震等の有事に備えた先進的な地域づくりモデルの形成という事前防災対策の考え方が評価され総合特別区域に指定された。</p> <p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出移転や沿岸地域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでいる。</p> <p>このような状況の中で、沿岸地域では、企業の流出や人口減少が一層進むことにより自治機能や経済活動の低下につながるなどの危機感が高まっており、すでに有事の状況にある。南海トラフ大地震の30年以内の発生確率は60～70%とされ、津波対策を中心とした防災・減災対策の取組は喫緊の課題で、スピード感を持って進めなければならないことから、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理と同様の仕組みづくりを提案している。</p> <p>今回の提案は、すでに有事の状況にある本県において、事前防災の観点から、複数の省庁が一堂に会した協議の場を創設し、土地利用方針に基づきエリア設定した総合特区推進計画(復興特別区の復興整備計画に相当するもの)について協議を行うという仕組みづくりと併せて、「3065」「3066」により、協議を了したのものについては各種法令上許可したものとみなすという土地利用関係法令の特例を提案しているものである。</p> <p>貴省の見解は、災害が発生していない状況の中においては個別法で対応すべきであること、さらに現在においても国、県、市町が一堂に会して事前に調整したうえで許可等の手続きを円滑に進めることは可能との主張であるが、本県の提案は、災害が発生する前の事前防災対策を迅速に進めることを目的としており、さらに複数の省庁が一堂に会した協議の場の創設を提案するものであり、見解に相違がある。</p>	<p>国土交通省からは要望の実現は可能との見解が示されているが、自治体は事前防災の観点に立った、関係者が一堂に会する一括事前協議制度の創設を要望しており、現行制度で対応できるとしている国土交通省との見解には相違があるため、引き続き協議を継続する。</p>	
			c	<p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出や沿岸地域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでおり、沿岸地域を中心にすでに有事の状況にある。</p> <p>6月27日には本県独自の取組として、内閣府発表の南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、「静岡県第4次被害想定」を策定した。この中で、発生頻度が比較的高い東海トラフ・南海トラフ地震では、最大津波高11m、人的被害約16,000人、建物被害約26万棟の被害が想定されている。さらに発生頻度は低いものの最大クラスの巨大地震(南海トラフ巨大地震)では、最大津波高31m、人的被害約105,000人など、東日本大震災相当、或いはそれを大きく上回る被害の発生が想定されている。</p> <p>このため、本県では、静岡県第4次被害想定と同時に、「減災」を基本理念とし、津波対策の充実や広域的な災害・複合災害への対応に重点を置いた「地震・津波対策アクションプログラム」を策定し、「命を守る」「生活を守る」「迅速な復旧・復興」の取組を速やかに進めていくこととしている。</p> <p>このような動きの中で、津波被害想定区域からの移転を検討している企業や住民等の受け皿となる区域を早急に確保していく必要があることから、東日本大震災復興特別区域におけるワンストップ処理と同様の、個別法の許可権者等の関係者が一堂に会した協議会を設置し、「3065」「3066」の提案も含め、土地利用方針(ゾーニング)に基づき協議する場の創設を提案している。</p> <p>貴省見解では、東日本大震災復興特別区域法におけるワンストップ処理は、「被災による自治体の行政機能の低下」に着目して措置された制度とのことであるが、津波被害想定区域を持つ沿岸市町を中心として、被害想定に基づく事前防災対策は喫緊の課題となっている。</p> <p>なお、「具体的な事業内容について相談すれば、それを踏まえた対応を検討する」とのことであり、農林水産省においても複数の省庁が一堂に会した協議の場を設けることは可能との見解をいただいていることから、内閣府を通じて、具体的案件に関する協議の場を設けていただきたい。</p>	<p>国土交通省からは現行法令等で対応可能との見解が示されているが、自治体は「個別法の許可権者等の関係者が一堂に会した協議会」の創設を求めている。要望の実現に向けて、自治体は提案内容を具体化することが必要。一旦協議は終了するが、提案内容を具体化したうえで、秋以降に改めて国土交通省と協議を行うこと。</p>	V
			b	<p>制度の設計に当たっては、該当区域の有無にかかわらず、関係法の所管省庁の全てと協議するものと考えていた。今回、対象の範囲が含まれない場合には協議不要とのことであれば、県として協議を申し入れることはない。</p> <p>なお、今後、自然公園法を区域に含む事業が追加された場合は、相談させていただきたい。</p>	<p>環境省の回答について自治体は了解しているため一旦協議は終了する。</p>	V

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】							
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	市街化調整区域における開発許可の特例	3065	上記「土地利用規制に関する国との一括事前協議制度」の対象として、開発許可権者との協議を経て申請主体が作成する土地利用に関する計画(東日本大震災の復興特区における復興整備計画に相当する計画として地域づくりを実施する区域毎に作成する「総合特区推進計画」を想定)に位置付けた総合特区の目標達成のために必要な開発行為であり、 ①現行制度における技術基準を満たし、かつ、②地域の防災・減災機能の強化のために必要かつ適当、③地域の活性化や課題解決のために必要かつ適当、という3つの基準を満たす開発行為であれば、市街化調整区域内における開発行為であっても都市計画法第34条に適合するものとし、特例的に許可する。	現行では、市街化調整区域における開発行為は、農家用住宅や日用品販売店舗等のための開発行為に限り許可される状況であり、喫緊の地域課題である津波被害からの企業や住民等の移転の受け皿となる土地の確保に関する開発行為の許可を得るためには、関係機関との長期にわたる協議が必要で、円滑かつ迅速な対応ができない。 このため、上記一括事前協議制度に係る市街化調整区域内における開発行為で、新たに設定する許可基準を満たす開発行為を特例的に許可することで、津波被害からの企業や住民等の移転の受け皿となる土地を円滑かつ迅速に確保することが可能となり、災害に強く魅力ある地域づくりの推進を図るものである。	・都市計画法	1回目	国土交通省	国土交通省・都市計画課	都市計画法	D	—	—	東日本大震災復興特別区域法に基づく市街化調整区域における開発許可の特例は、東日本大震災の被害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等にあつては、当該地域の円滑かつ迅速な復興又は当該地域の住民の生活の再建を図るため、市街化調整区域においても、一部の施設等の整備を円滑かつ迅速に実施する必要があることから規定されたもの。	提案事項に係る建築物の開発行為については、市街化調整区域の開発であっても開発許可権者(都道府県知事、政令市、中核市、特例市又は地方自治法に基づく事務処理市町村の長)が、条例による区域指定や開発審査会の議を経ることなどにより、都市計画法第34条各号に適合すると判断すれば開発は可能であると考えられます。
						2回目				D	—	—	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための区域区分制度を担保するため、市街化調整区域において、許可を受けることができる開発行為を限定するため規定されたもの。	東日本大震災復興特別区域法に基づく開発許可の特例は、「被災地における土地利用状況が震災により大きく変化したこと」に着目して措置された制度であり、当該状況がない場合における適用は困難と考えます。 ご要望の内容については、具体的な事業の内容をご相談いただければ、それを踏まえて対応を検討いたします。
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	農用地区域の変更及び農地転用の特例	3066	上記「土地利用規制に関する国との一括事前協議制度」の対象として、申請主体が作成する土地利用に関する計画(東日本大震災の復興特区における復興整備計画に相当する計画として地域づくりを実施する区域毎に作成する「総合特区推進計画」を想定)に位置付けた総合特区の目標達成のために必要かつ適当であり、①地域の防災・減災機能の強化のために必要かつ適当、②地域の活性化や課題解決のために必要かつ適当、③農業の健全な発展に支障を及ぼす恐れがないもの、という基準をみたすものであれば、立地基準に定められた転用の許可基準を満たすもの以外であっても一筆毎ではなく土地利用に関する計画に位置付けたゾーニングにより農地転用を特例的に許可する。	現行では、農用地区域からの除外は、除外要件(代替性がない、農地の集団化等に支障がない等)を満たすことが必要である。また、転用の許可基準を満たすもの以外は転用できない。このため、喫緊の地域課題である津波被害からの企業や住民等の移転の受け皿となる土地の確保に関する農地転用の許可についても円滑かつ迅速に得ることができない。しかし、一括事前協議制度に係る農地の転用であれば特例的に許可することで、津波被害からの企業や住民等の移転の受け皿となる土地を円滑かつ迅速に確保することが可能となり、災害に強く魅力ある地域づくりの推進を図ることができる。	・農地法 第4条、第5条 ・農業振興地域の整備に関する法律	1回目	農林水産省	農林水産省農村振興局農村計画課	・農地法第4条、第5条 ・農業振興地域の整備に関する法律	D	—	—	農地転用は、農地の農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する必要。 農用地等として利用すべき土地の区域である農用地区域については、原則農地転用が禁止されており、その農地を転用する場合は農用地区域から除外する必要。	国の許可を要する農地転用や国が行う保安林の解除等については現在でも事前相談に対応しており、市町村・県・国が一室に会して事前に調整した上で、許可等の手続を円滑に進めることは可能となっている。 なお、東日本大震災復興特別区域法においては、復興整備協議会による個別法の手続のワンストップ処理について定められているが、これは、甚大な被害を受け行政機能が著しく低下している等の被災地の状況に鑑み、措置されたものである。また、同法の復興整備計画に基づく農地転用許可基準の特例については、津波被害により土地利用の状況が大きく変化してしまった地域について、それまでの土地利用にかかわらず、一から土地利用を作り直す必要があるという事情から、設けられたものである。
						2回目				D	—	—	東日本大震災復興特別区域法の復興整備計画に基づく農地転用許可基準の特例等については、津波により甚大な被害を受けた地域では、土地利用の状況が大きく変化してしまっており、一から地域の土地利用のあり方を見直す必要があったことから設けられたもの。 土地利用秩序が維持されている地域については、状況等が異なるところであり、個別事案に即して円滑な移転が図られるよう具体的な調整をしていくことが重要。	

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	市街化調整区域における開発許可の特例	3065	C	<p>ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区は、新東名高速道路等の高規格道路を最大限活用し、内閣部に災害に強い魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促すことで、南海トラフ大地震等の有事に備えた先進的な地域づくりモデルの形成という事前防災対策の考え方が評価され総合特別区域に指定された。</p> <p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出移転や沿岸域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでいる。</p> <p>このような状況の中で、沿岸地域では、企業の流出や人口減少が一層進むことにより自治機能や経済活動の低下につながるなどの危機感が高まっており、すでに有事の状況にある。南海トラフ大地震の30年以内の発生確率は60～70%とされ、津波対策を中心とした防災・減災対策の取組は喫緊の課題で、スピード感を持って進めなければならないことから、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理と同様の仕組みづくりを提案している。</p> <p>今回の提案は、すでに有事の状況にある本県において、事前防災の観点から、複数の省庁が一堂に会した協議の場を創設し、土地利用方針に基づきエリア設定した総合特区推進計画(復興特区の復興整備計画に相当するもの)について協議を行うという仕組みづくりと併せて、「3065」により、協議を了したものについては開発行為について許可したものとみなすという開発許可制度の特例を提案しているものである。</p> <p>本特区では、南海トラフ大地震や東海地震を想定した事前防災対策と地域成長の両立を目指すことを目的とし、今後5年間の中で緊急的に進めるべき課題を位置付けていることから、従来の個別具体的な案件ごとに審査を行う開発許可制度では、緊急的な土地利用への対応が困難であることから、開発許可制度の特例を提案しているものである。</p>	<p>(i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの (ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの (iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの (iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの (v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの (vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>	
			C	<p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出や沿岸域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでおり、沿岸地域を中心にすでに有事の状況にある。</p> <p>6月27日には本県独自の取組として、内閣府発表の南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、「静岡県第4次被害想定」を策定した。この中で、発生頻度が比較的高い東海トラフ・南海トラフ地震では、最大津波高11m、人的被害約16,000人、建物被害約26万棟の被害が想定されている。さらに発生頻度は低いものの最大クラスの巨大地震(南海トラフ巨大地震)では、最大津波高31m、人的被害約105,000人など、東日本大震災相当、或いはそれを大きく上回る被害の発生が想定されている。</p> <p>このため、本県では、静岡県第4次被害想定と同時に、「減災」を基本理念とし、津波対策の充実や広域的な災害・複合災害への対応に重点を置いた「地震・津波対策アクションプログラム」を策定し、「命を守る」「生活を守る」「迅速な復旧・復興」の取組を速やかに進めていくこととしている。</p> <p>貴省見解では、東日本大震災復興特別区域の特例は「被災地における土地利用状況が大きく変化したこと」に着目し措置された制度であり、当該状況がない場合における適用は困難であるとのことであるが、上記のとおり、本県の状況は既に有事の状況にあり、津波被害想定区域からの移転を検討している企業や住民等のニーズに応えるために、内陸・高台部等への新たな受け皿を早急に確保するための土地利用の見直しが必要になっていることから、本提案では、東日本大震災復興特別区域における事業実施に必要な許可手続きのワンストップ処理と同様の仕組みづくりと併せて、市街化調整区域における開発許可制度の特例を提案しているものである。</p> <p>なお、整理番号「3064」の協議も含めて、内閣府を通じて、具体的案件に関する協議の場を設けていただきたい。</p>	<p>国土交通省からは要望の実現は可能との見解が示されているが、自治体側は事前防災の観点に立ち、従来の個別具体的な審査を行う開発許可制度とは異なる緊急的な土地利用への対応も可能な開発許可制度の特例を提案しているため、見解に相違がみられることから引き続き協議を継続する。</p>	
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	農用地区域の変更及び農地転用の特例	3066	C	<p>ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区は、新東名高速道路等の高規格道路を最大限活用し、内閣部に災害に強い魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促すことで、南海トラフ大地震等の有事に備えた先進的な地域づくりモデルの形成という事前防災対策の考え方が評価され総合特別区域に指定された。</p> <p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出移転や沿岸域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでいる。</p> <p>このような状況の中で、沿岸地域では、企業の流出や人口減少が一層進むことにより自治機能や経済活動の低下につながるなどの危機感が高まっており、すでに有事の状況にある。南海トラフ大地震の30年以内の発生確率は60～70%とされ、津波対策を中心とした防災・減災対策の取組は喫緊の課題で、スピード感を持って進めなければならないことから、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理と同様の仕組みづくりを提案している。</p> <p>今回の提案は、すでに有事の状況にある本県において、事前防災の観点から、複数の省庁が一堂に会した協議の場を創設し、土地利用方針に基づきエリア設定した総合特区推進計画(復興特区の復興整備計画に相当するもの)について協議を行うという仕組みづくりと併せて、「3065」「3066」により、協議を了したものについては各種法令上許可したものとみなすという土地利用関係法令の特例を提案しているものである。</p> <p>貴省の見解は、災害が発生していない状況の中においては個別法で対応すべきであること、さらに現在においても国、県、市町が一堂に会して事前に調整したうえで許可等の手続きを円滑に進めることは可能との主張であるが、本県の提案は、災害が発生する前の事前防災対策を迅速に進めることを目的としており、さらに複数の省庁が一堂に会した協議の場の創設を提案するものであり、見解に相違がある。</p>	<p>農林水産省からは要望の実現は可能との見解が示されているが、自治体は事前防災の観点に立った、関係者が一堂に会する一括事前協議制度の創設を要望しており、現行制度で対応できるとしている農林水産省との見解には相違があるため、引き続き協議を継続する。</p>	
			C	<p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出や沿岸域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでおり、沿岸地域を中心にすでに有事の状況にある。</p> <p>6月27日には本県独自の取組として、内閣府発表の南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、「静岡県第4次被害想定」を策定した。この中で、発生頻度が比較的高い東海トラフ・南海トラフ地震では、最大津波高11m、人的被害約16,000人、建物被害約26万棟の被害が想定されている。さらに発生頻度は低いものの最大クラスの巨大地震(南海トラフ巨大地震)では、最大津波高31m、人的被害約105,000人など、東日本大震災相当、或いはそれを大きく上回る被害の発生が想定された。</p> <p>このため、本県では、静岡県第4次被害想定と同時に、「減災」を基本理念とし、津波対策の充実や広域的な災害・複合災害への対応に重点を置いた「地震・津波対策アクションプログラム」を策定し、「命を守る」「生活を守る」「迅速な復旧・復興」の取組を速やかに進めていくこととしている。</p> <p>貴省見解では、東日本大震災復興特別区域における農地転用許可基準の特例は、一から地域の土地利用を見直す必要があったことから設けられた制度であり、土地利用秩序が維持されている地域とは状況が異なるとのことであるが、上記のとおり、本県の状況は既に有事の状況にあり、津波被害想定区域からの移転を検討している企業や住民等のニーズに応えるために、内陸・高台部等への新たな受け皿を早急に確保するための土地利用の見直しが必要になっていることから、本提案では、東日本大震災復興特別区域における事業実施に必要な許可手続きのワンストップ処理と同様の仕組みづくりと併せて、農用地区域の変更及び農地転用の特例を提案しているものである。</p> <p>なお、整理番号「3064」の協議も含めて、内閣府を通じて、具体的案件に関する協議の場を設けていただきたい。</p>	<p>農林水産省からは現行法令等で対応可能との見解が示されているが、自治体は被害想定に基づく農地転用許可基準の特例を提案している。要望の実現に向けて自治体は提案内容を具体化することが必要。一旦協議は終了するが、提案内容を具体化したうえで、秋以降に農林水産省と改めて協議を行うこと。</p>	

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							【A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討】							
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策を含む)
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	農用地区域の変更に関する要件の緩和	3067	<p>農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条で規定された農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための要件のうち、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号に係る土地改良事業等実施後8年経過していない農用地であっても、当該総合特区で実施する事業により、災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定等締結した企業、又は津波ハザードマップに基づく浸水区域内の企業の移転に関する受け皿としての土地であれば、当該要件を満たさなくても農用地区域からの除外を可能とし、企業等が立地できるよう規制の緩和を行う。</p> <p>なお、当該提案は、上記「土地利用規制に関する国との一括事前協議制度」の対象とする土地も該当するものであり、関連する提案である。</p>	<p>沿岸部に位置する市町においては、同一行政区域内の津波浸水想定区域外における土地の確保と、その確保された土地への沿岸企業の移転が喫緊の課題である。</p> <p>現状では、農業振興地域の農用地区域に施設等を設置するために農地転用許可を受ける場合、まずは農用地区域から除外する必要がある。5つの除外要件を満たす必要がある。しかし、そのうちのひとつ「土地改良事業等完了後8年を経過していること」との要件があり、沿岸部からの企業等の移転の受け皿確保に当たり、支障となっている。</p> <p>当該規制を緩和することにより、同一生活圏内に津波被害が想定される地域からの企業移転の用地を確保することが可能となり、地域住民の生活の維持と雇用の確保、企業活動の継続により、地域経済の持続的な発展と減災の実現が可能となる。</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律 第10条第3項第2号、第13条第2項第5号</p> <p>・農業振興地域の整備に関する法律施行令 第9条</p>	1回目	農林水産省	農林水産省農村振興局農村計画課		E	—	—	農業公共投資後8年経過の要件については、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるようにする観点から必要。	土地利用の状況が大きく変化しているわけではない状況において、農業公共投資が行われて間もない土地であるにもかかわらず、他用途に供するため除外等することは不適当である旨をお伝えし、先方自治体で検討することとなったところ。
						2回目			E	—	—	農業公共投資が行われて間もない土地について、他用途に供するため農用地区域から除外することは不適当。		
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和	3069	<p>工場立地法運用例規集第5章1-5-1-1(緑地以外の環境施設)によると、緑地以外の環境施設の判断基準として、「災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること」となっている。つまり、一団の土地として管理している緑地のうち、一部の緑地を津波避難場所等として常時位置付けと環境施設とみなされ、規定の緑地面積を確保するために追加緑地が必要となる。このため、工場立地法の適用を受ける特定工場は敷地に設置しなければならない緑地のうち、周辺部との緩衝機能を保持するためのものを除く緑地が配置される敷地を立地所在市町の津波防災避難場所等に供することを目的として立地所在市町に寄附した場合、当該寄附に係る敷地を常時行政が緑地として管理することにより、当該新規立地特定工場の敷地とみなすこと、また、環境施設ではなく緑地とみなして工場立地法に規定する準則に算定できる特例措置を講じる。</p>	<p>現行では、企業が一団の土地として管理している緑地の内、一部の緑地を行政に寄附し、津波避難場所として位置付ける場合、工場立地法運用例規集第5章第1節1-5-1-2にあれば環境施設とみなされ、必要な緑地面積に対して緑地の追加確保が必要となり、工場(企業)への負担増となってしまう。</p> <p>このため、工場(企業)が市町に緑地を寄附し、避難場所等として当該市町が緑地のまま管理することを認めることで工場(企業)側の緑地管理の負担等が軽減される。また、行政側は、津波被害が想定される中、避難場所や防災拠点等として利用可能な土地の確保が困難となっているため、工場(企業)との協力により土地の確保が可能となる。</p>	<p>・工場立地法 第6条、第8条</p> <p>・工場立地法施行規則 第2条、第3条</p> <p>・工場立地法運用例規集1-4-1-1</p>	1回目	経済産業省	経済産業省地域経済産業G立地環境整備課		D	—	—	工場立地法の目的は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることであり、緑地や環境施設については、工場の周辺地域の環境改善や工場との空間的な遮断を図るために設置を義務付けている。	本提案については現行法により対応可能であり、以下の2点の事項について、実務者協議で説明済みである。 ①緑地が売却や寄附などによって工場の敷地から切り離され、当該工場の用に供する土地と認められない場合は、当該工場の緑地とはならない。 しかし、工場の周辺の区域に当該工場のために設置されていると認められる相当規模の緑地がある場合で、実質的に緑地に係る準則が満たされていると認められる場合には、都道府県知事又は市長は工場立地法第9条の勧告をしないことができる(工場立地法運用例規集2-2-3①参照)。 本提案における事例を検討すると、敷地の一部の緑地を行政に寄附し、当該緑地を行政が管理するような場合、工場の用に供されているとは認められず、当該工場の緑地とみなすことは困難である。しかし、当該緑地が行政によって適切に管理され、寄附によって減少した後の工場敷地と一体のものともみなせる状態が維持されれば、実質的に緑地率を満たすものと考えられるため、知事又は市長は工場立地法第9条の勧告をしないことができるものと思慮する。 ②なお、工場立地法上の緑地として位置付けられているものが津波避難拠点等に指定されたとしても、緑地としての性質を失うことがないのであれば、当該緑地が環境施設へ位置付けられることはない。
						2回目								
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	農業振興に資する施設に関する要件の緩和(農業用施設)の追加	3072	<p>当該総合特区の計画に位置付けた事業により設置する農家レストランや農産物加工所、食関連企業等(地場産品を使用した食の提供施設を含む。)で、設置者が農業者(農業者の組織する団体(農協等)を含む)であり、当該施設を設置する市内(町内)で生産される農畜産物を量的又は金額的に5割以上使用して加工や販売等を行う施設であり、地域の農業の振興に資する施設について、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び農林水産省令で定める農用地区域内で設置可能な農業用施設に加える。これにより、農用地区域からの除外(5つの除外要件有り)対象ではなく用途変更(農地→農業用施設用地)で対応が可能となり、農用地区域内に施設の設置を可能とする。</p>	<p>現状、農用地区域内に設置できる農業用施設は農業振興地域の整備に関する法律及び農林水産省令で定められているが、地場の農産物を活用する農業振興に資する農家レストランや農産物加工所、食関連企業等は含まれていない(農家自らが生産したものを加工・販売する施設のみ、農業用施設としている)。しかし、これらの施設で農業者が設置し、同一市内(町内)で生産された農畜産物を5割以上使用する、地域の農業の振興に寄与する施設は農業用施設に追加し、農用地区域の用途変更で対応することで、地域で生産した農作物の利用促進による地域農業の持続的な振興を図る。</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律 第3条4号</p> <p>・農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条</p>	1回目	農林水産省	農林水産省農村振興局農村計画課		Z	—	—	農業者が農用地区域内の農地に、主として自己の生産する農畜産物を5割以上使用する加工施設や販売施設を設置しようとする場合には、当該農用地区域の用途の変更を行うことにより、当該変更後の用途に従って行われる農地転用許可が可能。事前の実務者打ち合わせの場において、自治体に対し、①一般的に農家レストランは、通常のレストランと同様に飲食等のサービスを提供する施設であり、農業生産に用いる施設であると解されないことから、農業用施設には該当しない旨をお伝えするとともに、②今回提案されている施設が、農業者の自己の生産する農畜産物を5割以上使用して運営することが可能であるかを検討いただきたい旨をお伝えしたところ。 これらを踏まえて、自治体において検討した結果をお知らせ願いたい。	農業公共投資の対象地等である農用地区域内の土地は、農用地として耕作の目的に供されるべきことが基本。このため、他目的に利用できる場合も、単に農業用施設の用に供されればよいのではなく、あくまで「耕作の業務に必要」な農業用施設に限定しているところ。 都市と農山漁村の交流施設等地域の農業の振興に資する施設については、いわゆる優良農地である第1種農地においても転用が可能となるよう措置しており、これらの施設に係る土地需要を農用地区域以外の土地に誘導する等の具体的な調整が重要と考えられるところ。 御質問については、耕作の業務を営む者が共同で直売所等を設置・管理する場合、個々の耕作の業務を営む者が生産する農畜産物は、自己の農畜産物になると考える。 なお、農家が自宅を改装して農家レストランを経営する場合には、農振法等の規制の適用はない。
						2回目			E(一部D)	—	—	農用地区域内の農用地等は、農業上の利用を確保すべき土地であることから、当該区域内に設置できる農業用施設は農業者の農業生産に用いる施設であることが必要。		

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等		
			【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
					内閣府コメント	内閣府整理(i～vi)
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	農用地区域の変更に関する要件の緩和	3067	C	<p>ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区は、新東名高速道路等の高規格道路を最大限活用し、内陸部に災害に強い魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促すことで、南海トラフ大地震等の有事に備えた先進的な地域づくりモデルの形成という事前防災対策の考え方が評価され総合特別区域に指定された。</p> <p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出移転や沿岸域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでいる。</p> <p>このような状況の中で、沿岸地域では、企業の流出や人口減少が一層進むことにより自治機能や経済活動の低下につながるなどの危機感が高まっており、すでに有事の状況にある。南海トラフ大地震の30年以内の発生確率は60～70%とされ、津波対策を中心とした防災・減災対策の取組は喫緊の課題で、スピード感を持って進めなければならないことから、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理と同様の仕組みづくりを提案している。</p> <p>土地改良事業により区画整理や農業用排水施設の新設等が行われた農地は、明らかに営農条件が優れ、土地の合理的利用の観点からも公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地区域として確保すべきであることは、十分理解している。一方で、土地改良事業受益地であっても、農地の集団性、農地の形状・斜度、農地の区画などその条件は様々であり、優良な農地とそれ以外の農地が存在することも事実である。</p> <p>国が南海トラフ大地震の30年以内の発生率を60～70%と想定する中、津波被害を念頭において国土利用に価値観が転換しているにもかかわらず、今回、特区において規制の特例措置を提案している区域は、原則すべての農用地区域の除外が認められない状況にある。</p> <p>当区域は、沿岸域に位置しており、土地改良事業実施後に発生した東日本大震災により大きく状況が変化した中で、津波浸水エリアに立地している企業の移転先となる受け皿作りが、同一生活圏内の地域経済の維持を図る観点から喫緊の課題となっているが、農用地区域を含まない区域において用地を確保することは困難な状況にある。</p> <p>このような状況に鑑み、総合特区で実施する事業により、災害時の避難地や物資供給拠点としての協力協定等締結した企業、又は、津波ハザードマップに基づく浸水区域内の企業の移転に関する受け皿としての土地については、土地改良事業完了後8年未満の農用地区域であっても除外を可能とするよう、再度、提案する。</p> <p>なお、貴省からの見解にある「先方自治体で検討することとなったところ」との記載については、実務者打合せにおいて、我々が検討すべきとされた認識はなく、貴省の事実誤認である。</p>	<p>農林水産省から「土地利用の状況が大きく変化しているわけではない状況において、農業公共投資が行われて間もない土地であるにもかかわらず、他用途に供するため除外等することは不相当」との見解が示されているが、自治体は「津波浸水エリアに立地している企業の移転先となる受け皿作りが、同一生活圏内の地域経済の維持を図る観点から喫緊の課題となっているが、農用地区域を含まない区域において用地を確保することは困難な状況にある」と考えており、見解に相違があるため協議を継続する。</p>	
			C	<p>当提案を行っている区域は、沿岸域に位置している町であり、津波被害想定区域に位置する企業の移転先として、地域経済の維持を図る観点から、同一町内において受け皿を確保することが緊急的課題となっている。</p> <p>しかしながら、当町の中で、農用地区域を含まない区域において用地を確保することは困難であり、かつ町内の農用地区域はすべて国営かんがい排水事業の受益地となっていることから、町内において必要な受け皿づくりができない状況にある。</p> <p>農業公共投資が行われて間もない土地の他用途に供するための農用地区域の除外が不適当であるという、貴省の見解は十分理解している。一方で、土地改良事業受益地であっても、農地の集団性、農地の形状・斜度、農地の区画などその条件は様々であり、優良な農地とそれ以外の農地が存在することも事実である。</p> <p>今後、当該区域の土地改良事業の実施状況や土地利用の現状、土地利用計画等、具体的な案件による協議の場を設けていただき、協議を継続させていただきたい。</p>	<p>農林水産省は一貫して「農業公共投資が行われて間もない土地について、他用途に供するため農用地区域から除外することは不相当」との見解である。自治体は本提案の想定区域では「農用地区域を含まない区域において用地を確保することは困難」と考えている。自治体は代替案を含めた要望実現の方法を検討し、個別具体的な案件を農林水産省に提示し、秋以降改めて協議を行うこと。</p>	V
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和	3069	a	<p>貴省から示された工場立地法運用例規集2-2-3の解釈により、今回求めている提案内容は実現可能であることが明確となった。</p> <p>本提案については、現行法で対応可能ということで了解した。</p>	<p>経済産業省からは要望の実現は可能との見解が示され、自治体は了解しており、要望は実現可能となったため協議を終了する。</p>	iii
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	農業振興に資する施設の緩和(農業用施設の追加)	3072	C	<p>農家レストランは、通常のレストランとは異なり、農業者(農業者の組織する団体を含む)が、食品衛生法に基づく許可を取得して開業するもので、自ら生産した農畜産物を含め、地域の食材等地域資源を活用した郷土食等を提供する施設であり、かつ、都市と農山漁村地域の交流拠点となる施設であることから、農業生産に関連する施設として農業用施設用地に含めることを提案している。</p> <p>また、本県の提案は、自己の生産する農畜産物5割以上に限定されている農業用施設用地の要件について、6次産業化の取組を推進していく上で、6次産業化法の目的である、農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業者等の振興、農山漁村その他の地域の活性化を図るためには、地域の農畜産物を活用した取組をより一層推進していくことが必要不可欠であることから、同一市内(町内)で生産された地域農畜産物5割以上に適用範囲を拡大することを提案するものである。</p> <p>②については、実務者打合せにおいて我々が検討すべきとされた認識はなく、貴省の事実誤認であるが、農業者の自己の生産する農畜産物を5割以上使用して運営することが可能であるかについては、現状の要件の中で対応可能なものと対応できないもの両方が想定されるため、今回の提案となっている。</p> <p>なお、農業者の自己の生産する農畜産物にかかる自己の考え方について、直売所やレストラン等の設置・運営に関わる組織の構成員である農業者が当該施設に出荷した農畜産物は、その団体としての自己の農畜産物とすることが可能であるか見解を伺いたい。</p>	<p>農林水産省から「主として自己の生産する農畜産物を5割以上使用する加工施設や販売施設を設置しようとする場合には」実現可能との見解が示されているが、自治体は農家レストランを農業用施設に含めるよう求めている。</p> <p>また、農林水産省は自治体が提案する「同一市内(町内)で生産された地域農畜産物5割以上使用して加工、販売等を行う施設を農業用施設に追加すること」に対する見解について回答する必要があるため協議を継続する。</p>	
			C	<p>①平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、6次産業の市場規模を10兆円に拡大することが位置づけられている。</p> <p>農業用施設の要件について、地域の農畜産物を活用した農家レストランへの適用拡大や自己の生産する農畜産物5割以上を地域の生産する農畜産物5割以上に適用を拡大することは、6次産業化の取組への大きな推進力になると思われる。農業者(農業者の組織する団体を含む)が開業する農家レストランについては、生産された農畜産物の付加価値販売という観点から、農産物の直販や加工品の製造販売などの取組と一体的に行われるものであることから、農業経営上、耕作の業務に必要な施設に含めることが可能ではないかと考えることから、改めて見解を伺いたい。</p> <p>都市と農山漁村の交流施設等地域の農業の振興に資する施設については、農用地区域外への土地に誘導すべきことは理解しているが、農業体験等の関連施設や加工・販売施設、農家レストラン等の交流施設は、農山漁村地域の既存集落に隣接し、かつ農山村風景を満喫できるエリアであることが施設の魅力を高め、かつ、集客力の向上につながることから、農用地区域内への設置も検討せざるを得ない場合が想定されるものと考えている。</p> <p>②前回質問させていただいた、直売所等の設置・運営に係る組織の構成員である農業者が当該施設に出荷した農畜産物がその団体としての自己の農畜産物になることについては了解した。</p> <p>なお、直売所等の設置・運営組織について、6次産業化ネットワーク活動交付金では、事業実施主体となりうる農林漁業者団体(農協を含む)として、法人並びに法人格がない組織(代表者の定め並びに組織及び運営に関する規約の定めがあること)も対象となっているが、今回の貴省見解も同様と判断してよろしいか改めて見解を伺う。</p>	<p>農林水産省は農業振興に資する施設の要件について「農業公共投資の対象地等である農用地区域内の土地は、農用地として耕作の目的に供されるべきことが基本。このため、他目的に利用できる場合も、単に農業用施設の用に供されればよいのではなく、あくまで「耕作の業務に必要な農業用施設に限定している」との見解である。一方自治体は「農家レストランについては、生産された農畜産物の付加価値販売という観点から、農産物の直販や加工品の製造販売などの取組と一体的に行われるものであることから、農業経営上、耕作の業務に必要な施設に含めることが可能」と考えている。自治体は具体的事例を農林水産省に提示し、秋以降に改めて協議を行うこと。</p>	V

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和(農業用施設等の追加)	3073	当該総合特区の計画に位置付けた事業により設置する農家レストランや農産物加工所、食関連企業等については、設置者が農業者(農業者の組織する団体(農協等)を含む)であり、当該施設を設置する市内(町内)で生産される農畜産物を量的又は金銭的に5割以上使用して加工や販売等を行う施設であり、地域の農業の振興に資する施設は、農地法施行令第33条で定める地域の農業の振興に資する施設(農業用施設等)に加え、農地法第4条第2項第1号口、同法第5条第2項第1号口及び農地法施行令第12条並びに同令第20条に規定する農地等の転用の許可を可能とする。	現状、農地を農地以外のものに転用する場合、立地基準に定められた転用の許可基準を満たすもの以外は転用できない。農地法施行規則第33条で定める地域の農業の振興に資する施設(農業用施設等)であれば転用の不許可の例外となるが、農業者が自ら生産した農畜産物を5割以上使用していない農家レストランや農産物加工所、食関連企業等は含まれないため、10ha以上の集団的な農地等においては転用ができない。 このため、農業用施設等の要件を緩和し、農業者が設置し、設置市内(町内)で生産した農畜産物を5割以上使用する農家レストランや農産物加工所、食関連企業等を地域の農業の振興に資する施設(農業用施設等)に位置付け、農用地区域内農地のままで農地転用許可を可能とすることで、地域の農業振興施策を加速化する。	・農地法 第4条、第5条 ・農地法施行規則 第33条	1回目	農林水産省	農林水産省農村振興局農村計画課	・農地法 第4条、第5条 ・農地法施行規則第33条	Z	-	-	甲種農地及び第1種農地の転用は、原則不許可としているが、農畜産物の加工施設や販売施設等については、地域の農業の振興に資する観点から例外的に許可可能。	甲種農地や第1種農地であっても、地域農業の振興に資する「農家レストラン」や農産物加工販売施設等を設置する場合には、農地転用許可を行うことが可能となっており、この場合において地域の農産物の使用割合についての制約はない。 なお、「食関連企業等」については、具体的な内容をご教授願いたい。
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和	3074	上記の「農業用施設等の追加」に関する規制の特例措置の提案と関連し、当該総合特区の計画に位置付けた事業により地域の農林漁業者等が6次産業化法の認定を受けて6次産業化を推進するための施設(農家レストラン、農産物直売所、農産物加工工場等)を設置する場合、農用地区域内農地(青地)であっても6次産業化法の支援措置の適用を受けられるよう要件を緩和する。	現状、6次産業化法の支援対象に農用地区域内農地は含まれていないため、農林漁業者等が地場の農産物を活用した農家レストラン等を設置する場合であっても、農用地区域からの除外や農地転用の許可を受けなければ、6次産業化法の支援措置の適用を受けることができない。 しかし、当該総合特区に関する事業により農林漁業者等が6次産業化を推進するために設置する施設(農家レストラン、農産物直売所、農産物加工工場等)については、農用地区域内農地(青地)のままで設置を可能とするともに、6次産業化法の支援措置の対象とすることで、地域で生産した農作物の利用促進による6次産業化の推進により、地域農業の持続的な振興を図る。	・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化法)	1回目	農林水産省	農林水産省・食料産業局産業連携課	・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化法)	D	-	-	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における6次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進すること。	6次産業化法第5条第1項に基づき総合化事業計画の認定を受けるに当たっては、同計画の用に供する施設の整備を目的として、農用地の転用に係る農地法第4条第1項又は第5条第1項の都道府県の知事の許可を受けなければならない場合、6次産業化法第5条第7項において、都道府県知事の同意を認定の要件としているが、農用地区域内農地において行われることをもって、申請された総合化事業計画を不認定とする規定は設けられていない。
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	市民農園における営利目的での農産物の生産に関する規制の緩和	3075	市民農園については、市民農園整備促進法第2条第2項第1号及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第2号により「営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地」と規定され、営利目的の農地の貸付けも認められていない。 今回の総合特区で開設を予定する生産型市民農園は、大区分市民農園を農業後継者の確保のため、青年層やリタイア後の農業に興味を持つ者等に貸付け、生産から販売までの一連の農作業を通じて農業への適正や能力を自ら確認する場として、農業経営基盤強化促進法に基づく、農業者資格を取得して農家になることを前提とした支援プログラムの活用に至る前段階の仕組みとして構築することで、地域農業の振興を図るものであるため、当該事業に係る生産型市民農園で生産した農産物を周辺地域に集積する「食と農」関連企業等へ流通・販売することを可能とする。	当該総合特区において、利用者が農業への適正や能力を自ら把握・確認し、新規農業経営体を育成する場としての生産型市民農園の開設を予定しているが、現行制度では営利を目的とした農地の貸付けは認められていないため、市民農園において将来の農業従事者が生産から販売に至る農業の一連の流れを実施することができない。 しかし、当該総合特区の事業により開設する生産型市民農園については、生産した農産物を周辺地域に集積する「食と農」関連企業等へ流通・販売することを可能とすることで、地域農業の新しい方向性を確立するとともに、販売を含めた就農体験を通じた新規農業経営体の確保を図る。	・市民農園整備促進法 第2条第2項第1号 ・特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第2条第2項第2号	1回目	農林水産省	農林水産省農村振興局農村政策部都市農業交流課	・市民農園整備促進法 第2条第2項第1号 ・特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第2条第2項第2号	D	-	-	農地法制では、貴重な資源である農地の有効活用を確保するため、農地についての権利の設定の対象を、効率的に耕作すると認められる者に限っている。 一方で、都市住民等の余暇目的での農地利用ニーズにも応えていく必要があるため、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」により、周辺の農地への影響等にも配慮した上で、農業経験の無い市民による営利を目的としない農地の賃借を特例として認めている。	農業後継者の確保を目的とした営利目的の農地の貸付けについては、農地制度の基本的な考え方即ち農地法又は農業経営基盤強化促進法により対応すべき。 ご提案の趣旨(生産から販売までの一連の流れを身に付けることで、農業への定着を促進)は、農業経営基盤強化促進法に基づき、新規就農希望者への貸付け等を行うことで実現可能であり、例えば大阪府、神奈川県南足柄市、福井県鯖江市において参考となる取組がみられる。 なお、農業を営もうとする際に資格要件は設けていない。
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	市街化調整区域における市民農園区域の指定に関する規制の緩和	3076	市街化調整区域に市民農園区域を指定する場合、市民農園整備促進法第4条第2項の規定により「あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」とされているが、当該総合特区に関する事業で市民農園を開設する場合、総合特区計画や当該市町村が定める農業振興地域整備計画にその市民農園区域を盛り込むことで県との調整が調ったものとみなし、市民農園区域の指定に係る県との事前協議を不要とすることについて、国の承認を得るものである。	現行の市民農園整備促進法では、市町村が市街化調整区域に市民農園区域を指定する場合、県が策定した「市民農園の整備に関する基本方針」に基づき、あらかじめ県と協議を行った後、市民農園区域を指定することとなり、市町村の意向だけでは区域指定ができない。県との協議については法律で定められているため、円滑な事業実施の支障になっている。 しかし、市町村が市街化調整区域に市民農園区域を指定する際の県との事前協議を不要とすることで、円滑な区域指定による事業の推進を図り、生産型市民農園の運営による地域農業の新しい方向性の確立と、就農体験を通じた新規農業経営体の確保を図る。	・市民農園整備促進法 第4条第2項	1回目	農林水産省	農林水産省農村振興局農村政策部都市農業交流課	・市民農園整備促進法 第4条第2項	D	-	-	市町村が市民農園区域を指定するに当たっては、「市民農園の整備に関する基本方針」との整合性や、都道府県知事が定める都市計画及び農業振興地域整備計画との調和にも配慮する必要がある。	国・県・市町村等の関係者が集まりワンストップで土地利用計画の調整を行い、その際、市民農園区域の指定の協議に必要な事項も含めて調整されるのであれば、あえて手続の特例を設けるまでもなく、市民農園整備促進法に基づく手続は円滑に完了するものと考えられる。

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和(農業用施設等の追加)	3073	b	「地域の農業の振興に資する施設」に農家レストランが含まれることは了解した。「食関連企業等」の記載については、「食関連施設」の誤りであり、「食関連施設」とは、販売施設、農産物貯蔵施設、惣菜や菓子製造施設、食肉処理場等を想定しており、設置者は、農業者(農業者の組織する団体を含む)または農協等である。改めて、当施設が「地域の農業の振興に資する施設」の対象となるか、見解を伺いたい。	自治体が要望する「地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和(農業用施設等の追加)」について、農林水産省から現行制度で実現可能との見解が示されており、自治体は「食関連企業等」について具体的な内容を回答しているが、一部記載内容に誤りがあったため、改めて農林水産省の見解を伺いたいとのことであるため、協議を継続する。	
			a	貴省の見解については、了解した。今後、具体的な計画について、別途協議をさせていただきたい。	自治体の要望は実現可能となったため、協議終了。	iii
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和	3074	d	農業者が農用地区域内に農業用施設を設置する場合、農用地区域内から除外をしなくても、6次産業化法における総合化事業計画の認定を受けることが可能であり、かつ、支援措置の適用を受けることが可能という解釈でよろしいか、改めて見解を伺いたい。	農林水産省からは要望の実現は可能との見解が示されているが、自治体は法律の解釈について改めて農林水産省の見解を伺いたいとのことであるため、農林水産省は解釈を示すこと。	
			a	農業者が農用地区域内において認められる農業用施設を設置する場合、農用地区域の用途の変更により除外を行わなくても総合化事業計画の認定を受けることができ、6次産業化法の支援措置の適用を受けられることが明らかとなったことから、当該提案については了解した。なお、「3072」において協議が整った場合は、改めて協議をさせていただきたい。	農林水産省の「現行法令等での対応可能」との見解に対し、自治体は了解している。しかし「農業振興に資する施設に関する要件の緩和(農業用施設等の追加)」(3072)の協議について結論を得られていないため、「3072」の協議が整った段階で改めて協議を行うこと。	iii
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	市民農園における営利目的での農産物の生産に関する規制の緩和	3075	d	農業経営基盤強化促進法は、経営改善に取り組む農業者に対して、農地の利用集積や経営管理の合理化・農業経営基盤の強化を目的としている。今回の提案は、近年、若者や定年退職者を中心に農業に興味を持つ人が増加していることから、「興味」から「意欲」に意識を高めるため、居住地の身近な場所で農業生産技術や販売方法等の基本的スキルを学び、「本格的に農業をしたい」という地域農業の後継者候補を育成するための手法として提案している。情報提供していただいた神奈川県南足柄市や大阪府の準農家制度は、農業への意欲を明確にしている人を対象としていることから、今回特区として提案している内容の次のステップの制度であると考え。改めて市民農園における、地域の農業後継者養成初級編という観点での、販売も可能とする農産物生産について規制の緩和を検討いただきたい。なお、今回新たに情報提供いただいた福井県鯖江市の取組も含め、提案市町に対して再度検討するよう指示しており、平成18年3月28日付け17農振第2038号農林水産省農村振興局長通知「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」において示されている、自家消費量を超える農産物の販売の考え方による対応についても併せて検討していく。	農林水産省からは要望は農地法又は農業経営基盤強化促進法で実現可能との見解が示されているが、自治体は市民農園整備促進法での実現について見解を求めているため、農林水産省は市民農園整備促進法での実現可能性について見解を示すこと。	
			a	市民農園整備促進法で対応可能であることが明らかとなり、当提案は実現可能であることから、了解した。	自治体の要望は実現可能となったため、協議終了。	iii
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	市街化調整区域における市民農園区域の指定に関する規制の緩和	3076	b	市街化調整区域における市民農園区域の指定に関する協議については、国と地方の一括事前協議の中で協議により対応可能との見解については了解したが、国と地方の一括事前協議制度の創設について結論に至っていないことから、回答を保留する。	農林水産省から要望は実現可能との見解が示されており、自治体側は了解しているため、一旦協議終了するが、一括事前協議について進展があった際には改めて協議を行うこと。	v

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	区間を限定した特殊車両通行許可制度の許可を不要とする特例	3081	当該総合特区の物流関連産業活性化の目的は、県内に有事と平時の機能を兼ね備えた物流拠点を創出することであるため、当該総合特区で物流拠点の創出を目指す区域(指定申請書、「1 指定申請に係る区域の範囲」の区域番号1, 2, 3, 5, 6, 7, 8)に新規立地する企業及び既に立地している企業のうち、立地市町と有事における避難地や物資供給拠点としての活用を協力協定の締結等により確約した企業が利用する通行経路について、優先して路線や区間を指定して特殊車両の通行許可制度の許可を不要とする特例措置を講じる。 具体的には、荷主と荷受先の間及び利用する県内物流拠点施設(清水港、御前崎港、田子の浦港、富士山静岡空港、浜松内陸コンテナ基地)の間を結ぶ道路のうち、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上、当該車両が通行しても支障がないと認めて指定した道路について、特殊車両通行許可を不要とする規制の緩和措置を講じる。	現状、車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかが一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)、または個別的制限値(道路法第47条第4項、車両制限令第5条～11条)を超える車両は「特殊な車両」として、道路の通行にあたり特殊車両通行許可が必要になるが(道路法第47条の2第1項)、通行許可手続きについてコストや時間等がかかり、物流関連産業におけるコスト縮減や業務の円滑化の妨げとなっている。 このため、当該総合特区内で路線や区間を限定し、特殊車両通行許可を不要とすることで、許可手続の簡素化によるコストや時間の縮減が可能となり、物流関連企業の当該区域への進出に対するインセンティブとして働くため、目的とする当該区域への物流関連企業の立地・集積による物流拠点の創出が図られる。	・道路法 第47条第1項及び第4項、第47条の2第1項 ・車両制限令 第3条、第5条～11条	1回目	国土交通省	国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室、路政課、企画課、国道・防災課	—	Z	—	—	—	実務者レベル打合せにおいて、指定自治体において再度提案内容について整理することとなっている。
						2回目	—	—	—	Z	—	—	道路の構造は、ある一定の規格の車両が安全・円滑に通行することが出来るように設計されており、この規格を超える車両の通行は、道路の構造または交通に支障を及ぼす恐れがある。このため、幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が政令で定める最高限度を超える車両は、道路を通行させてはならないが、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するために必要な条件を付して通行許可することができる。 ①について 道路構造の保全や道路交通の安全性を担保するためには、具体的な車両の諸元、経路及び付与する条件等を明らかにする必要があると考えているが、そのための協議会の設置を提案しているに過ぎず、具体的な制度設計が不明である。 ②について ①で指摘したとおり、具体的な制度の詳細が不明のため明確には分からないが、回答のあった届出制度では、路線の一部に条件の変更があった場合に行政側から事業者側へ届出条件の変更について通知することとしており、2年に1回の許可を行う現行制度よりも手続が煩雑になる可能性があると考えられる。	
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	同一港内の臨港道路において、専用ナンバーでの輸出入用完成自動車やコンテナシャシ等の移動に関する規制の緩和	3083	同一港内で埠頭間を移動する際、公道(臨港道路)を通行するため、道路運送車両法の規定により輸出入用完成自動車やコンテナシャシの移動にナンバープレートの取付が必要であり、ナンバー取得や取付のためのコストや時間が掛かっている。このため、当該総合特区に関して、本県の物流拠点である清水港、御前崎港、田子の浦港における埠頭間の移動に当たっては、輸出入用完成自動車は臨時ナンバープレート(柔軟化プレート)の取付を不要とし、より簡易な専用ナンバー(プレートではなく識別番号を表示した簡易なもの)を付与するとともに、コンテナシャシ等の輸送用機器についても車両を限定して専用ナンバーを付与する規制緩和措置を講じる。	同一港内で埠頭間を輸出入用完成自動車やコンテナシャシを移動させる際、公道(臨港道路)を通行するため、ナンバープレートを取り付けることが必要であり、ナンバープレート取得・取付のためのコストや時間が掛かっている。 しかし、当該総合特区内の物流拠点施設である港湾において、輸出入用完成自動車やコンテナシャシ等が臨港道路を通行して移動する場合、通常のナンバーの取得・取付を不要とし、専用ナンバーを付与することで、物流拠点である港湾の利便性が高まり、輸送の効率化による物流拠点施設の競争力強化を図る。	・道路運送車両法 第11条	1回目	国土交通省	自動車局自動車情報課	道路運送車両法第36条の2 道路運送車両法施行規則第26条の5、第26条の6 地方自治法第227条	Z	—	—	—	輸出入用完成自動車の回送ナンバー着脱作業の効率化については、自治体が想定するマグネット式の回送ナンバーは既に現行制度でも取り入れており、また、マグネット以外の素材についても活用は可能と考えられるところ、具体的な手法については必要に応じて調整可能と考える。また、第一次提案において「回送運行効率化事業」を規制の特例措置と定めているところ、これの活用を検討についても5月7日の実務者レベル打合せにおいて提案した。 コンテナシャシ等の輸送用機器の移動に関する規制の緩和については、臨時運行許可に必要な手数料の引き下げを要望していることを実務者レベル打合せにおいて確認したが、自治体が徴収する臨時運行許可手数料は地方自治法に基づき各自治体が条例により定めているため、当省においてその免除等を措置することはできない旨を説明した。 これらを踏まえ指定自治体において改めて検討することとなっている。
						2回目	—	—	—	—	—	—		
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	飛び地となる高速道路SA設置に伴う割引料金設定に対する国の許可の簡素化	3087	高速道路の割引料金の設定については、国土交通大臣の許可を受ける必要があるが、当該総合特区に関する事業で設置する飛び地の休憩施設の利用者に対して、割引料金を設定するにあたっては、通常の申請書に加え、道路整備特別措置法第23条に定める基準(料金の額等の基準)に適合することを証明する書類を添付し、提出することによって、国土交通大臣の許可を不要とする。追加料金の負担なく休憩施設を利用できることにより、高速道路利用者の安全・安心の確保と、交流促進による地域の活性化を図るものである。なお、明らかに法第23条の基準に違反するような料金が設定された場合には、国土交通大臣は、法第47条に基づき高速道路株式会社に監督命令を出すことが可能となっている。	高速道路の料金の設定については、道路整備特別措置法に基づく国土交通大臣の許可が必要となっているため、高速道路利用者の安全・安心を確保するため、通常の高速道路上の休憩施設と同様の位置付けで飛び地に休憩施設を設置した場合、一度、高速道路を降り、当該休憩施設を利用した後に再度高速道路に戻る利用者に対して、追加の高速道路料金を負担させることは適当ではないため、高速道路を降りていないと見なす特別の割引料金を設定する必要がある。	・道路整備特別措置法 第3条第6項	1回目	国土交通省	国土交通省 道路局 高速道路課	—	Z	—	—	—	本提案は、「飛び地となる高速道路SAの道路区域指定及び整備・管理の許可に関する特例措置」(提案番号3088)が前提であり、まずはこれについて指定自治体において検討をして頂くこととなります。
						2回目	—	—	—	—	—			
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	飛び地となる高速道路SAの道路区域指定及び整備・管理の許可に関する特例措置	3088	高速道路利用者の安全・安心を確保するため、区間距離が約31kmの新東名高速道路の駿河湾沼津SA—清水PA間の中間付近である富士市地区に休憩施設を設置する必要がある。しかし、富士市地区の新東名高速道路沿線には休憩施設を設置できる適当な場所がなく、また新規に休憩施設を設置するには多大な事業費を要するため、高速道路本線と物理的に接続しておらず、飛び地となる休憩施設(自動車駐車場及び公衆便所)について、高速道路の区域として指定し、整備・管理することを認める。	出入が制限されている高速道路上では利用者の安全・安心を確保するため、標準的には15kmおきに休憩施設が設置されているが、区間距離が約31kmの新東名高速道路の駿河湾沼津SA—清水PA間には休憩施設がないため、中間付近の富士市地区に整備が必要である。しかし、現行の道路法施行令では、道路管理者が道路の通行者又は利用者の利便性確保のために整備・管理を行うことができる自動車駐車場及び公衆便所は、道路に接して設けられるものに限られ、飛び地となるものについては認められていない。 富士市地区の飛び地に設置する休憩施設についても、高速道路の区域として指定し、整備・管理することを認めることにより、高速道路利用者の安全・安心を確保を図る。	・道路法施行令 第35条の3	1回目	国土交通省	国土交通省 道路局 高速道路課	—	Z	—	—	—	道路管理者は真に必要な道路についてのみ整備・管理するものであり、道路管理者が高速道路本線と直結しない形態の休憩施設を高速道路として整備・管理することについて判断するためには、道路管理上の観点から、休憩施設設置の必要性、本線と直結しない形態とすることの利点などが整理されることが必要であり、これについてはご提案を頂いた指定自治体において、道路管理者に対して説明頂くことが必要となります。
						2回目	—	—	—	—	—			

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
			<p>【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】</p>		<p>【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】</p>	
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	区間を限定した特殊車両通行許可制度の許可を不要とする特例	3081	c	<p>ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区は、新東名高速道路等の高規格道路を最大限活用し、内陸部に災害に強い魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促すことで、南海トラフ大地震等の有事に備えた先進的な地域づくりモデルの形成という事前防災対策の考え方が評価され総合特別区域に指定された。</p> <p>本県では、東日本大震災の発生ならびに内閣府発表の南海トラフ巨大地震第2次報告を受け、企業の流出移転や沿岸地域の地価下落、沿岸市町を中心とした人口流出が起こっているほか、公共機能の高台移転や住民発意による集団移転が検討されるなど、東日本大震災発災前とは状況が一変し、危機意識の高まりから、県内各地で有事に備えた取組が進んでおり、沿岸地域を中心にすでに有事の状況にある。</p> <p>平成25年6月末には、本県自らの取組として、内閣府発表の南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、「第4次被害想定」を策定するとともに、「減災」を基本理念とし、従来の防災対策を見直し、津波対策の充実、広域的な災害・複合災害への対応に重点を置いた「地震・津波対策アクションプログラム2013(仮称)」を策定し、「命を守る」「生活を守る」「迅速な復旧、復興」の取組を速やかに進めていくこととした。</p> <p>本総合特区においては、安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現を目標として、平成24年4月に開通した新東名高速道路と東名高速道路のダブルネットワークや駿河湾3港、富士山静岡空港等の“陸・海・空”の交通ネットワークを最大限活用するため、規制の特例措置等を活用し、物流コストやリードタイム縮減等のインセンティブにより新東名高速道路等のIC周辺地域に物流関連企業の新規立地・集積を促進するとともに、有事において大きな機能を発揮する広域物流拠点を県内各地に創出することで、有事に強い物流ネットワークの構築を目指している。</p> <p>本提案については、総合特区内で路線や区間を限定した上で、道路管理者が道路構造の保全及び交通の危険防止上、当該車両が通行しても支障がないと認めた道路について、特殊車両通行許可を不要とする特例措置を提案している。これにより、特殊車両通行許可にかかる手続きの簡素化によるコスト・時間の縮減が、進出企業のインセンティブとして働くことで物流関連企業の当該区域への立地・集積を促進し、物流拠点の創出を図ろうとするものである。</p> <p>実務者打合せでは、①届出とした場合の道路保全や交通の安全確保に係る担保スキーム、②許可申請に伴う事務量、が論点となったと認識し、貴省からの質問についてはすでに回答している。基本的には、①については、道路管理者が協議の場を設置し、届出制度を創設することにより、道路構造の保全や安全性等を確保する、②については、今回の規制緩和の提案により、物流拠点の創出に伴う新たな申請案件が許可不要になることにより新たに発生するコストの削減につながる。さらに、既存の許可申請においても、一部について許可不要となることが想定されることから既存コストの削減も図られ、企業のインセンティブにつながる、と考えるものである。</p> <p>貴省見解において「本県が再度提案内容を整理する」とされた認識はなく、事実誤認である。</p>	<p>国土交通省からは、指定自治体において再度提案内容について整理することとの見解が示されている。</p> <p>一方、自治体は道路構造の保全と安全性及び許可申請に伴う事務量の論点について回答しているため、国土交通省は自治体の回答に対し、可能な範囲で見解を示すこと。</p> <p>また、自治体は、提案内容の実現に向け、求める制度の設計等をさらに詳細に検討し国土交通省に示すこと。</p>	
			d	<p>道路構造の保全や道路交通の安全確保に向けては、貴省の意見も踏まえながら、具体的なルートの抽出、道路管理者等関係者による検討を行う必要があると考えている。しかしながら、制度設計の整理に時間を要することが見込まれることから、提案内容を整理したうえで改めて協議をお願いしたい。</p>	<p>国土交通省からは、具体的な論点が示されており、論点について指定自治体が再度検討する必要があるとの見解が示されている。自治体は、国土交通省からの指摘については了解しているが、具体的な制度設計については時間を要するとの判断である。よって、一旦協議を終了し、自治体側で提案内容の精査を行うこと。</p>	v
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	同一港内の臨港道路において、専用ナンバーでの輸出入完成自動車やコンテナシャーシ等の移動に関する規制の緩和	3083	a	<p>①輸出入完成自動車の回送ナンバー着脱作業の効率化 道路運送車両法施行規則第26条の6第2項第1号の「合成樹脂性のもの」について、マグネット式が含まれることについて実務者打合せにおいて確認した内容について、回送運行事業者と協議し、マグネット式の回送ナンバーを利用できることについて了解を得た。</p> <p>②コンテナシャーシ等の輸送用機器の移動に関する規制緩和 運行事業者と協議し、了解した。</p>	<p>①自治体の要望は実現可能になったことから協議を終了する。</p> <p>②国土交通省の見解に対して自治体は了解しているため協議を終了する。</p>	iii
			d	<p>本提案については、現在、道路管理者である中日本高速道路株式会社及び地元自治体である富士市も含めた勉強会で休憩施設のあり方及び高速道路料金の取扱いについて検討しているところであることから、その検討結果を待って協議をお願いしたい。</p>	<p>国土交通省から、本提案については「飛び地となる高速道路SAの道路区域指定及び整備・管理の許可に関する特例措置」(提案番号3088)の実現が前提であるとの見解が示され、自治体は了解しているため、自治体は要望の実現に向け道路管理者等関係者との調整を進め、秋以降に改めて協議を行うこと。</p>	v
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	飛び地となる高速道路SAの道路区域指定及び整備・管理の許可に関する特例措置	3088	d	<p>本提案については、現在、道路管理者である中日本高速道路株式会社及び地元自治体である富士市も含めた勉強会で休憩施設のあり方及び高速道路料金の取扱いについて検討しているところであることから、その検討結果を待って協議をお願いしたい。</p>	<p>国土交通省は、休憩施設の必要性等を自治体側において道路管理者に説明する必要があるとの見解であり、自治体は道路管理者との勉強会を進めているところであるが、結論に至っていないため、協議を一旦終了する。</p>	v